

令和6年第13回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年12月25日（水）午後1時58分から午後3時47分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主任	赤澤結
副課長	小俣千秋	主事	蛭間祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和6年第13回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 松永 貴夫 委員 新井 雅之

11. 議決事項及び議事の要領

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番から3番の案件については、譲受人がすべて同じであり、譲受人に対する許可基準等が同じであることから3件まとめた説明といたします。譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等は、議案書に記載のとおりです。譲受人は市内にて約100haの農地を耕作している農地所有適格法人になり、経営規模の拡大を図るため今回の申請となりました。

許可基準の状況等ですが、譲受人は法人のため、農地を取得することが可能な農地所有適格法人の要件であるかを確認することになります。農地所有適格法人の要件については、農地法第2条第3項に記載があり、4つの要件を満たしている必要があります。

要件の1つ目が法人の組織、法人形態に関する事で、こちらは農業協同組合法に基づく農事組合法人、もしくは会社法の株式会社又は持分会社のいずれかであることとされています。譲受人については、株式会社であり、要件を満たしています。

要件の2つ目が事業の内容に関する事で、主たる事業が農業であることとされています。譲受人については、主たる事業は農業であり、具体的には耕作内容としては水稻・野菜とされており、要件を満たしております。

要件の3つ目が議決権の要件、農業関係者の総議決権の割合に関する事で、農業関係者の有する議決権の合計が、総議決権の過半を占めることとされています。譲受人については、総議決権、株式会社ですので株数が60株に対し、農業関係者の有する議決権、株数も60株となっており、割合としては100パーセントになるため要件を満たしております。

要件の4つ目が経営責任者の要件、役員数に関する事で、役員の過半が年間150日以上農業に従事すること、いわゆる常時従事者であることとされています。譲受人については、会社の役員数が2名であり、2名とも常時従事者であるため要件を満たしております。

したがって、譲受人の法人は農地所有適格法人の要件をみたしていることになります。

いずれの申請地についても、農地として適切に管理されていることを事務局で確認しております。

次に、農地法第3条の譲受人に対する許可要件である全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えられ、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1～3番 三芳野地区 西嶋推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 譲受人については大規模農業を営んでおり、農業経験については申し分ありま

せん。1 番の案件の譲渡人については、自身で耕作は行っておらず、知人に耕作を行ってもらっていたようですが、譲受人の耕作地に隣接していることから今後の営農を任せたい思い、今回の申請となりました。

2 番・3 番の案件につきましては、以前から今回の譲受人が貸借により耕作を行っております。譲渡人については耕作を行ったことはなく、今後も行いう予定がないことから、今後の営農を任せたいと思い、申請となりました。小委員会においても、譲受人の今後の営農に問題ないとのことでありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第 5 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請については「取得後の営農見込有り」と認め、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第 5 2 号は許可と決定します。

議案第 5 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 長 議案第 5 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。申請の事由については、自宅の路地状敷地への転用となります。

今回、申請人が自宅敷地内に農業用倉庫の建築、建替えを計画し、開発許可に関する相談を坂戸市役所の担当課である都市計画課へ行ったところ、申請人の自宅敷地では建築基準法上での道路として認められるものが存在しないことが判明したため、自宅の南側に位置する幅員が約 6 メートルの市道から路地状敷地を設けるために今回の申請となりました。申請地右側の市道は幅員が約 1.8 m のため、建築基準法の道路とならず、埼玉県建築基準法施行条例においては路地状部分の長さが 20 m 以上は幅員 4 m を保持しなければならないと決められているとのことです。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10 ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第 1 種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が第 1 種農地の不許可の例外である既存敷地面積の 2 分の 1 以内の拡張を規定している農地法施行規則第 35 条 5 号に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2 番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。申請の事由については、ごみ集積所への転用となります。今回の申請地付近で数件の自己用住宅の建築予定があり、同じ地域内に存在する既存のごみ置き場はすでに満杯となっており、新たなごみ置き場の設置が必要なことから今回の申請となりました。

また、ごみ置き場の設置に関しては、担当課である廃棄物対策課との協議により、市が土地の寄付採納を受けるためには、地目が雑種地である必要があるため、転用許可後に地目を雑種地に変更したうえで市へ寄付採納を行うということになります。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。申請の事由については、駐車場・貸駐車場への転用となります。今回の案件については、申請人が所有する土地を駐車場として利用できる状態にし、貸駐車場とするものになります。利用者は近隣の法人や薬局の従業員及び近隣住民となり、全部で27台駐車可能な土地利用の計画になっております。こちらの土地に関しましては、以前から砂利敷きの駐車場として利用されていましたが、農地転用の許可を得ていない状態であったため、一度農地の状態にする是正を行なったうえでの申請となっています。

現地につきましては、是正が行われた状態であることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 西嶋推進委員
2番 勝呂地区 岡野幸平推進委員
3番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件につきましては、現在物置が建っている場所に農業用倉庫を建てる際に、隣接している市道の幅員が開発上不足することから、今回の申請となりました。舗装は行わないため、雨水等の水捌けに問題が生じることはないと考えます。ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件につきましては、周辺住民に話を伺ったところ、申請地付近にゴミ集積所はなく、大きな道を渡る必要があり、子供にとっても今回の申請地にゴミ集積所ができることは有難いとの話がありました。小委員会としてはやむを得ないとのことでありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件につきましては、申請人の事業所が申請地の隣地にあり、事業所従業員用駐車場、近隣店舗の従業員及び来客用の貸駐車場としての利用を考え、今回の申請となりました。駐車場への転用の際には砂利敷きとなるため、雨水処理で近隣農地への影響はないと考えます。小委員会としてはやむを得ないとのことでありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長	説明が終わりました。質疑等がありますか。
委 員	3 番の案件について、以前から砂利敷きとなっていたものを是正し、農地に戻したうえで申請がされたと説明がありました。以前の審議で、例えば 5 条の許可申請の中に、「多少の雑草の繁茂があるものの、転用に伴い草刈り等が行われるため問題ない。」とされた案件については是正を求めなかったと記憶しておりますが、今回の案件は砂利を取り除いての是正が求められているため、違いがどこにあるのかを伺いたいです。是正の扱いに関して、運用の統一的なルールがあれば伺いたいです。
事務局	是正に関しては、農地が転用許可を得ることなく農地以外の状態になっている、いわゆる農地法の違反状態にあるものを、耕作が行えるように農地に戻すことを農地法上では是正としております。これまで毎月の審議の内、転用の申請に関する事務局の説明の中で「現地については雑草が繁茂しているものの、転用行為が行われるにあたって草刈り等の実施が見込まれるため、事務局としては問題ない考える」と、説明いたしました。現地の状態が雑草の繁茂ではなく、農業には関係のない樹木が生えている、砂利が敷かれている、工作物が置かれているなど、明らかに人の手によって農地を農地以外として利用している状態については、農地法上の違反に当たり、是正が必要であると県に確認をしております。今回の案件は許可を得ずに砂利を敷いていたため、是正の対象になり得ると県からの回答がありました。 結論としましては、事務局で是正を行わなくとも問題ないと説明してございました案件については、人の手による違反転用行為を行ったものではなく、雑草の繁茂といった自然に発生する状態については、申請の妨げとはならないとしております。
委 員	基準としては、違法転用されたかどうかが一番の問題点となるという認識でよろしいでしょうか。
委 員	併せての質問ですが、「追認」というのはどういったものが対象となり得るのでしょうか。
事務局	農地法における追認につきましては、本来農地法の転用許可を得べきところ、許可を取らずに転用行為を行ったものについて、後からではあるものの、農地法の許可を取ることを追認としております。県に確認したところ、人々が日常生活を営むうえで必要不可欠なものである場合は追認が認められる可能性があるとのことでした。これまで認められた具体的な例を挙げますと、住宅を建築した際に住宅の一部が農地にはみ出しており、農地に住宅が建っている違反の状態になりますので、違反の部分は是正する必要があります。しかし、是正を行う場合、人が住んでいる住宅を撤去することになり、生活に支障をきたす恐れがあるため、是正ではなく追認が認められるといった案件がありました。
委 員	追認については日常生活に必要不可欠かどうかで決まるとのことでしたので、今回の案件の貸駐車場は該当しないと判断されたということで理解しました。 雑草繁茂についても是正の対象とならないことも理解できましたが、道路に面した住宅敷地の入口部分に多少の砂利があった際も是正の対象にならなかった案件があったかと思うのですが、全体から見て多少の範囲ならば、といった程度問題になってくるのでしょうか。

事務局	4条・5条につきましては、最終的に県知事の許可になりますので、特に違反転用の可能性がある案件については、事前に代理人を通じて事務局への相談があることから、事前相談の範囲で許可権者である県知事の補助機関である川越農林振興センターの判断に基づくものとしております。
委 員	是正が必要か、是正までは求めないかなどの判断は、事前に相談がされた上で、議案として総会で取り扱われていると捉えていいのでしょうか。
事務局	毎月委員の皆様にご審議いただいている議案、特に農地転用につきましては、基本的にはいきなり事務局に申請するのではなく、事前に相談票の提出を行っていただくよう、申請人及び申請代理人に説明をしております。その中で、事前に違反の可能性のあるものに関しましては、是正の指示も含め、県へ対応を相談しております。是正の必要性を確認後、必要となれば是正が行われたかを確認の上、申請を受け付けるようにしております。
委 員	違反転用になる可能性があれば、事務局としては県と相談の上での判断とされているとのことで理解できました。今回の案件の資料を確認した際に、是正を行うのに100万以上掛かっている、許可後改めて駐車場にしているとなっていて、案件によって不公平性があると問題にならないかと思い、認識の共有をさせていただきました。
事務局	補足説明とさせていただきますが、以前は雑草の繁茂も是正対象とし、除草が行われてからの申請としておりました。川越農林振興センターの解釈もその後運用が変更されまして、転用行為に沿うものであれば、場合によっては是正対象とならない、多少の是正で済むといった判断がされるケースがあることから、事務局では代理人を通じて事前に相談を受け、農林振興センターと慎重に協議していく方針でおります。
議 長	ほかに質疑は無いようですので、採決を行います。 議案第53号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。
議 長	全員賛成と認めます。議案第53号は、許可相当と決定します。
議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について	
議 長	議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。
事務局	【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】 1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。先月同じ申請人から申請があり、審議を行いましたが、必要とする農地1筆が申請されていなかったため、一度申請を取り下げたうえでの改めての申請となっております。 現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。 農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、

第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、駐車場への転用となります。

現地については、雑草が繁茂しているものの、転用にあたり草刈り等が行われるため、事務局としては特段の問題はないと考えます。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については、砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、隣地が今年に農地転用の許可を受けており、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

7番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 栗原委員

2番 三芳野地区 小川隆委員

3～5番 勝呂地区 岡野幸平推進委員

6番 勝呂地区 小島委員

7番 大家地区 澤田委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件につきましては、11月に5条の申請があったものになります。その際、隅切り部分が含まれていなかったため、再度の申請となりました。近隣農地への影響はないと思われます。小委員会において協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件につきましては、譲渡人は過去に他の所有農地の転用を申請しております。所有農地は相続で得ており、近年体調が思わしくなく、管理が難しくなったこともあり、今回の申請に至ったとのことでした。現在耕作は行われておらず、

定期的に除草が行われている状態にあります。近隣農地については、家庭菜園程度の利用に留まっているため、転用によって大きな影響はないと考えます。小委員会においても慎重に審議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件につきましては、以前までは近所の方が耕作を行っていたようですが、困難となり、譲渡人自身も高齢によりご自身で農業を行うことが困難となったため、今回の申請となりました。

4番案件につきましては、譲渡人は申請地で家庭消費分の農業を行っていましたが、事情により行えなくなったため、今回の申請となりました。

5番案件につきましては、譲渡人は高齢のため耕作を行えず、後継者もないことから農地としての管理を行うのも困難な状態にあり、今回の申請となりました。いずれの案件につきましても、小委員会での協議としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 6番案件につきましては、以前は譲渡人が家庭菜園等で耕作を行っていましたが、現在は耕作が行われておりません。近隣農地についても耕作は行わず、除草等の管理のみを行っている農地がほとんどになります。小委員会としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 7番案件につきましては、譲渡人は高齢で、後継ぎや他の家族もすでにおらず、自身で管理を行うのは困難な状態にあることから、今回の申請となりました。小委員会としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第54号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第54号は、許可相当と決定します。

議案第55号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議長 議案第55号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。変更を行う案件は今年4月に審議され、6月に許可されたものになり、変更事項は建設計画の変更となります。

現地については、路地敷地の工事がすでに着工されておりますが、土地造成に関する変更はないため、問題はないことを事務局にて確認しています。

今回の計画変更については、許可を受けた内容から申請面積、取水排水計画等の変更はなく、許可を受けた土地の中で建設計画が変更することによって生じる

問題点はないと考えられます。

2 番の案件について、当初事業計画者、継承者、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。変更を行う案件は今年 7 月に許可されたものになり、変更事項は事業計画者の変更となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1 番 三芳野地区 齋藤推進委員
2 番 勝呂地区 岡野幸平推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1 番案件につきましては、変更内容としては建築物の変更であり、譲受人家族の事情により、建築変更を希望されたことから今回の計画変更での申請となりました。

委 員 2 番案件につきましては、6 月に申請された案件となり、今回譲受人の変更での申請となりました。譲受人の変更のみのため、特段の問題はないと考えます。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第 55 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、承認相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第 55 号は、承認相当と決定します。

議案第 56 号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第 56 号 農用地利用集積計画について審議します。なお、議案書 27 ページの 1 番については、坂戸市農業委員会会議規則第 10 条の規定による議事参与の制限に該当するため、初めに 2 番を審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

1 2 月分の農用地利用権設定申出は、更新はなく、新規については一般が 2 件、筆数 6 筆、面積は 3,639㎡となります。詳細については議案書に記載のとおりとなります。

農地中間管理事業分については件数 52 件、筆数 106 筆、面積が 122,523㎡となり、詳細については議案第 57 号での取り扱いとなります。

合意解約については件数25件、筆数44筆、面積が46,928㎡となります。詳細につきましては、議案書に記載のとおりとなり、農地中間管理事業分への変更のためとなります。

これらにつきましては、議事参与制限分を含めた数字となっており、令和7年1月1日設定後の利用集積面積は、合計3,330,608.32㎡となります。

議 長 ご質疑等はいかがでしょうか。

議 長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。
議案第56号農用地利用集積計画についてのうち2番については原案のとおり決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第56号についてのうち2番については、原案のとおり決定します。

議 長 続いて、1番について審議いたします。
議事参与の制限に該当する農業委員には、退席をお願いします。
暫時休憩とします。

(休憩 該当委員退席)

議 長 再開いたします。1番について事務局より説明してください。

事務局 1番の案件については、農業委員の世帯員が関係する案件となっており、内容については、27ページに記載のとおりとなります。

議 長 ご質疑等はありませんか。

議 長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。
議案第56号農用地利用集積計画についてのうち1番については、原案のとおり決定したいと思います。賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第56号農用地利用集積計画についてのうち1番については、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩とします。

(休憩 該当委員着席)

議 長 再開します。

議案第57号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長 議案第57号 農用地利用集積等促進計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】
農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等

促進計画を一括方式で設定するものになります。

農地中間管理機構から賃借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、件数 23 件、筆数 106 筆、面積が合計 122, 523 m²となっております。

貸付け相手方が個人となる要件については、農地中間管理機構に提出される「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」において、①農用地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められること、②必要な農作業に常時従事すると認められることを、事務局で確認しております。

また、農地所有適格法人以外の法人が貸付け相手方となる要件については、農地中間管理機構に提出される「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」において、①農用地の全てを効率的に利用し耕作を行うと認められること、②地域の農業者と協力し継続的・安定的農業経営を行うと見込まれること、③業務執行役員等のうち 1 人以上が耕作等の事業に常時従事すること。以上の要件を満たしていることを、事務局で確認しております。

議 長 ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第 57 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第 57 号は意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法第 20 条の規定による地域計画策定に係る目標地図の素案について

議 長 議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法第 20 条の規定による地域計画策定に係る目標地図の素案について審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【農業経営基盤強化促進法第 20 条の規定による地域計画策定に係る目標地図の素案により説明】

地域計画は、対象区域の農用地の効率利用に関する将来目標として、農業者ごとに利用する農地を定め、地図に表示するもので、農業委員会は、区域内の農地の保有や利用状況、農業上の利用意向、その他の効率利用に関する情報を勘案し、素案を作成します。

その後、市の農業行政主管課である、農業振興課が対象区域や区域の農業の将来の在り方、農用地利用目標等を定めますが、その際は、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区等の関係者の意見を聞くほか、公告を行い、2 週間の縦覧期間を設け、利害関係人からの意見聴取を行います。

坂戸市では地域計画を 11 地区で策定します。その内の石井、片柳、厚川・萱方地区については、来月以降に審議を行う予定です。また、紺屋、横沼、小沼、赤尾地区は国や県が調整池の設置を進める計画が定まった時点で、改めて目標地図の修正審議をお願いしますが、現時点で、目標地図は、多くの地区で計画範囲のみを示しています。

基本的には積極的に農業を進めるとされる農用地区域部分を計画の対象範囲とし、今後の集約の動向により、修正される予定です。地域計画は図面のほか、記載すべき事項があり、将来の在り方、効率利用に関する目標、目標達成に必要な

措置を記載しておりますが、農業委員会で審議する内容には含まれません。

地域計画の目標地図の本来の姿は、将来の担い手を一筆ごとに割り当て、耕作しやすい形で集積するものですが、坂戸市の場合、現在の担い手の方が引き続き耕作され、続けられなくなった農家の農地を、地域で引き受けるといった状況にあります。今後、農業法人の参入や農地中間管理事業による農地の集約化も考えられますので、事務局といたしましては、現段階で一筆ごとに耕作者を割り当て、集約することは見送り、多くの地区は「今後の検討」と示した地図を目標地図素案とすることで、随時、見直しを行いたいと考えます。

なお、島田地区と浅羽地区については、中心的な担い手を割り当て、集約した目標地図素案としました。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 質疑ではありませんが、調整池の設置など国や県の進めている事業がある一方で、農地経営規模を拡大していこうと考えている農業者の気持ちを汲んでもらいたいという思いがあります。委員の皆様には地域の意見として、何かありましたら今後もご意見をいただきたいと思います。

議 長 質疑は無いようですので、採決を行います。

議案第58号 農業経営基盤強化促進法第20条の規定による地域計画策定に係る目標地図の素案は、原案のとおり決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第58号は原案のとおり決定し、坂戸市長に送付いたします。

報告第12号 専決処分の報告について

議 長 報告第12号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第12号ですが、11月の専決処分は、農地法第3条の3の届出5件、農地法第4条の農地転用届出2件、農地法第5条の農地転用届出5件です。

内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和6年第13回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年12月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員